

平成十三年法務省令第二十四号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務
に関する省令

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定公証人の電子証明書(第三条―第八条)

第三章 電磁的記録に関する事務の処理(第九条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(指定公証人の指定)

第一条 法務大臣は、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)以下「法」という。第七条ノ二に規定する指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。

一 法第六十二条ノ六第一項及び第二項、法第六十二条ノ七第一項から第四項まで(民法施行法(明治三十一年法律第十一号)以下「施行法」という。)第七条第一項において準用する場合を含む。)並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務(以下「電磁的記録に関する事務」という。)を取り扱うに当たつて必要とする電子計算機及びその周辺機器を保管していること。

二 前号に規定する電子計算機及びその周辺機器の運用が確実かつ円滑に行われるための方策を施していること。

(電子署名の方法)

第二条 法第六十二条ノ六第一項第一号及び第六十二条ノ八第一項第一号に定める措置は、電磁的記録することができる情報に、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X五七三「一人の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置(以下「電子署名」という。)とする。

第二章 指定公証人の電子証明書(電子証明書の提供等)

第三条 法務大臣は、公証人を指定公証人に指定した場合には、当該公証人に対して、法第六十

二条ノ八第一項第二号の情報(以下「指定公証人電子証明書」という。)を提供しなければならない。

2 指定公証人は、前項の指定公証人電子証明書の提供を受けようとする場合には、書面により法務大臣に対してその旨の申出をしなければならない。

(法務大臣による電子証明書の使用の廃止の通知)

法務大臣に対してその旨の申出をしなければならない。

3 指定公証人電子証明書には、次に掲げる情報を表さなければならない。

一 指定公証人電子証明書の番号

二 指定公証人を特定するに足りる符号

三 証明すべき期間

(電子証明書管理ファイル)

法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、電磁的記録媒体(電子証明書の使用の廃止の申出)

(電子証明書管理ファイル)

四 指定公証人は、自己の指定公証人電子証明書の使用を継続することが相当ないと認められる場合には、直ちにその使用をやめすみやかに、書面により法務大臣に対してその廃止の申出をしなければならない。

五 指定公証人は、認証を受けようとする情報に記録しなければならない。

六 指定公証人がが記名押印しなければならない。

七 申出の理由

二 指定公証人電子証明書の番号

三 年月日

四 指定公証人は、第一項の申出を受けた場合には、その旨を電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

五 指定公証人は、第一項の申出を受けた場合には、その旨を電子証明書管理システム機関の認証業務に係る地方公共団体情報システム機関の認証局が第一項の認証の付与の場合は、認証を受けようとする情報に法第三十六条第四号、第三号)第三条第一項の署名用電子証明書その他自己が電子署名を行い、かつ、これに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に係る法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項の署名用電子証明書その他自己が電子署名を行ったことを確認するために必要な事項を証明するためには、作成された電磁的記録であつて法務大臣が指定するもの(第十五条第一項において「電子証明書」という。)を付した上で、これを電気通信回線により指定公証人に送信してするものとする。

六 指定公証人は、第一項の認証を受けようとする情報は、法務大臣の指定する形式によつて作成しなければならない。

七 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

八 法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する行為が同項に規定する方法によつてされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。

九 第三条第一項及び第五条第三項の認証の付与の法務大臣が第一項に規定する通知をした場合について準用する。

第十条 指定公証人は、前条第一項の規定に係る嘱託により認証を与える場合には、確実に嘱託人を確認することができる方法によつて、同人が本人であることを証明させなければならない。ただし、指定公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識があるときは、この限りでない。

十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、代理人により嘱託がされたときは、指定公証人は、その代理人の権限を証すべき証書その他の情報の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明させなければならない。

十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

二十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

三十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

四十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

五十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

六十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

七十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

八十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

九十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百零九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百一十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十七 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十八 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百二十九 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十一 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十二 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十三 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十四 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十五 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

一百三十六 条 指定公証人は、前条第一項の規定は、(通訳及び立会人の選定)

附錄第一号（第二十三条関係）

14
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一

附錄第二號（第二十三條關係）